

## 条件付一般競争入札説明書

### 1 入札参加資格

(1) 入札参加者は、条件付一般競争入札公告の3に定める事項を具備していること。

また、入札参加には、次の書類を提出しなければならない。

ア 誓約書（別紙）

イ 事業所に係る調書

事業所の所在地、電話番号、FAX番号、会社定款

ウ 林業の専門技術者資格を有することを証する書類の写し

エ 林業の専門技術者が社員又は職員であることを証する書類の写し

(2) 入札参加希望者は、上記事項に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 県南広域振興局林務部森林保全課

イ 提出期限 令和6年11月14日（木）午後5時

### 2 技術者

(1) 技術者については、他の業務（国、市町村等発注業務委託を含む。）と重複することができること。

(2) (1)の場合において、他の業務を落札し、資格要件を満たす技術者を配置することができなくなり、本業務の遂行が不可能となる場合は入札してはならない。

なお、技術者の変更は、病休・死亡・退職等合理的な理由がない限り、原則として認めない。

### 3 資本関係等のある会社の参加制限

(1) 次のいずれかに該当する関係がある複数の者（組合にあってはその構成員）は、同一委託業務の入札に重複して入札参加関係書類を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者から入札参加関係書類の提出があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (2) 入札参加希望者が(1)の制限を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、条件付一般競争入札心得に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

#### 4 契約成立要件

- (1) 落札者の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。
- ア 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- イ 岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限の措置を受けていないこと。
- ウ 公告に定める要件を充足する技術者等（原則として資格確認書類に記載された者から変更することは認めない）を配置できること。
- (2) 契約にあつては、委託事業の全部を一括して若しくは設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

#### 5 その他

- (1) 手続きにおける交渉はしないこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) その他詳細は、条件付一般競争入札心得によること。

